

中地第5288号
平成31年1月9日

大分県薬剤師会 御中

中津市長 奥塚 正典



中津市子ども医療費助成事業の制度変更に伴うご協力について（依頼）

寒冷の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

本市における子ども医療費助成事業につきまして、平素よりご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本市では子ども医療費助成事業制度を設けておりますが、2019年7月1日より、中津市内に住所を有する小中学生の通院に係る医療費につきましても現物給付を予定しています。

公費負担者番号、未就学児の入通院、小中学生の入院分につきましては、これまでと変更ありません。

つきましては、別紙に制度の変更内容をまとめましたので、ご確認のほどよろしくお願ひします。

中津市役所 地域医療対策課

担当：芦田・藤原

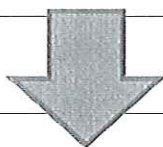
TEL：0979-22-1111（682）

子ども医療費助成事業の助成拡大について

平成 31 年（2019 年）7 月 1 日診療分から小中学生の通院分を拡大します。
（上記より前の診療日のものは、助成拡大前の範囲で助成します。）

助成拡大前

助成対象		通院	入院	県内・豊前市・ 吉富町・上毛 町・築上町	県外（左記 の福岡県一 部を除く）
未就学児	助成の有無	○	○	現物給付	償還払い
	自己負担金	無	無		
小・中学生	助成の有無	×	○	現物給付	償還払い
	自己負担金	—	無		



助成拡大後

助成対象		通院	入院	県内・豊前市・ 吉富町・上毛 町・築上町	県外（左記 の福岡県一 部を除く）
未就学児	助成の有無	○	○	現物給付	償還払い
	自己負担金	無	無		
小・中学生	助成の有無	○	○	現物給付	償還払い
	自己負担金	有 ひと月 1 医療機関 1 回 500 円月 4 日まで ※調剤分は自己負担無	無		

○助成内容

・小中学生の通院に関しては、保険医療機関などで助成を受けたときは、通院 1 回につき 500 円 / 月 4 日まで（500 円に満たないときはその金額）の自己負担金が発生します。（調剤は自己負担金なし）

○対象者

- ・中津市に住所のある中学生まで（15 歳に到達する日以後の最初の 3 月 31 日まで）
- ・健康保険に加入している方

○助成の対象にならないもの

- ・健康診断、乳幼児健診、交通事故でのケガ、診断書などの文書料など保険適用外のもの
- ・学校管理下でのケガなど（日本スポーツ振興センターからの災害共済給付制度をご利用ください。）
- ・生活保護受給者

○子ども医療費と他の医療費助成との関係について

(ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療、学校管理下でのケガ等)

《ひとり親家庭医療の場合》

区分	ひとり親家庭医療	子ども医療
未就学児と小中学生の 入院・通院	優先	×

原則として、ひとり親家庭医療が優先となりますので、子ども医療対象者がひとり親家庭医療対象者になったら、子ども医療費受給資格者証は回収します。

とくに小中学生の「通院」医療費助成について、子ども医療では自己負担金が発生しますが、ひとり親家庭医療では発生しないという違いがあります。

《重度心身障害者医療の場合》

区分	重度心身障害者医療	子ども医療
未就学児と小中学生の入院	×	優先
小中学生の通院	優先	×

大分県と福岡県の一部（豊前市、吉富町、上毛町、築上町）の医療機関等に受診した場合、子ども医療では窓口支払いは不要ですが、重度心身障害者医療では窓口支払いが必要だという違いがあります。

とくに小中学生の「通院」医療費助成について、子ども医療では自己負担金が発生しますが、重度心身障害者医療では発生しないという違いがあります。

ただし、ひと月1医療機関 1,000 円未満（調剤があれば合算対象）の場合は重度心身障害者医療の助成対象外のため、子ども医療の対象となります。

《学校管理下でのケガ等（日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象）》

区分	日本スポーツ振興センターの災害共済給付	子ども医療
未就学児と小中学生の 入院・通院	適用	×

学校管理下でのケガ等で日本スポーツ振興センターの災害共済給付が適用されるものについては子ども医療費助成事業の助成の対象となりません。

窓口支払いが必要となりますが、小中学生の「通院」医療費助成について、子ども医療では自己負担金が発生しますが、日本スポーツ振興センターの災害共済給付では発生しないことと、後日医療費とお見舞金、入院時の食事療養費（該当があるときのみ）が日本スポーツ振興センターから支払われるという違いがあります。

なお、学校教育課より各学校へ通知を行う予定です。